

平成 27 年第 2 回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

平成 27 年 6 月 17 日(水曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 散 会 11 時 47 分

議事日程

開会 平成27年 6 月17日 (水) 午前 9 時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町
税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 議案第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 6 議案第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 7 議案第 4 号 物品売買契約の締結について

- 日程第8 議案第5号 平成27年度阿武町一般会計補正予算(第1回)
- 日程第9 議案第6号 平成27年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別
会計補正予算(第1回)
- 日程第10 議案第7号 平成27年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別
会計補正予算(第1回)
- 日程第11 議案第8号 平成27年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算(第1回)
- 日程第12 議案第9号 平成27年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第
1回)
- 日程第13 議案第10号 平成27年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予
算(第1回)
- 日程第14 委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1 番	小	田	達	雄
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	末	若	憲	二
7 番	長	嶺	吉	家
8 番	田	中	敏	雄

欠席議員 なし

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	花	田	憲	彦
民生課長	中	野	貴	夫
住民課長	中	野	克	美
経済課長	工	藤	茂	篤
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	齊	藤		徹
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 **なし**

事務局職員出席者

議会事務局長	梅	田		晃
議会書記	野	原		淳

開会 午前 9 時 00 分

開会の宣告

○議長（田中敏雄） 全員ご起立をお願いいたします。互礼を交わします。一同礼。ご着席ください。

会議に入ります前に、4 月 1 日付けで議会参与の異動がありましたので、異動のありました参与の自己紹介をお願いいたします。施設課長。

○施設課長 （自己紹介をする。）

○議長 それでは開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

県内は、6 月 2 日梅雨に入っておりますが、気象庁の発表では平年より 3 日早く、記憶に新しく、忘れることの出来ない一昨年の 7 月 28 日、福賀、宇田郷地区を襲った未曾有の豪雨災害であります。また、鹿児島県口之永良部島の噴火を初め、全国各地域での地震等、自然災害が頻繁に発生しているように感じ、我々を取り巻く自然環境の変化に大きな不安を持たれておられるのではないかと思います。気象問題の見識者によると、20 世紀は平穏な世紀であったが、21 世紀は一斉に活動期に入ったため、これからは、いつどこで何が起きるか予測できないので、自然災害によるリスクを低減させるため、平素から防災意識の高揚に十分配慮するように、と指摘しております。今年は平穏な年であればと願っているところであります。

さて、国においては、11 日、衆議院憲法審査会で、憲法学者 3 人が憲法違反と批判した、安全保障関連法案についても、与野党が激論を交わしていますが、国民にとっても賛否両論が分かれるところであり、その方向性に注視しなければならないと思います。

さて、先月 31 日には、阿武町町制施行 60 周年の記念式典が多くの町民参加の

もと、盛大に挙行され、当町の歴史と伝統を改めて誇りを持ち、先人の皆様方の努力に敬意と感謝を申し上げる次第であります。時を同じくして、今年度から始まる、今後 5 カ年のまちづくりの指針となる、第 6 次阿武町総合計画に基づく、夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化のまちづくりがスタートしました。これに合わせるように、国においては、地方公共団体が自主性、主体性を発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に即したきめ細やかな施策を可能にする、まち・ひと・しごと創生法が施行され、このことは、まさに住民とのこれまで以上の徹底した討論が必要となり、自分たちの町は自分たちで考え、設定した目標、達成状況、今後の方向性等について立案していかなければなりません。当町のような小規模な、そして高齢化率の高い、その上職員数の少ない自治体においては、大変不利な状況ではありますが、だからこそ、中村町長の強いリーダーシップのもとで、住民の徹底した議論、生活の中で培われてきた智慧が問われることになると思います。議会といたしましても、これまで以上に議員としての責任を、一人ひとりが十分自覚し、町民、議会、執行部が一丸となつてまちづくりに取り組まなければならないと意を新たにしているところであります。

本定例会に付議されます案件は、議案 10 件、全員協議会における報告 4 件、また 2 人の方から一般質問の通告がなされております。議員の皆様への厳正、公平な判断と慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○議長 本日の出席議員は、8 人全員です。

ただ今から平成 27 年第 2 回阿武町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、一般質問、議案説明、委員会付託です。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる 3 月 4 日開催の平成 27 年第 1 回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

3 月 12 日、町内中学校の卒業式が挙行され、議員各位出席され祝意を述べられたことはご高承のとおりです。

3 月 20 日、町内小学校の卒業式が挙行され、議員各位出席され祝意を述べられたことはご高承のとおりです。

3 月 21 日、みどり保育園卒園式が実施され、本職が出席しました。

3 月 25 日、萩長門清掃工場はなもゆ竣工式が挙行され、本職が出席しました。

3 月 26 日、平成 27 年度萩・石見空港利用拡大促進協議会総会が益田市市民学習センターで開催され、本職が出席しました。

4 月 1 日、平成 27 年度阿武町立小中学校の教職員着任式が町民センターで開催され、本職が出席しました。

4 月 3 日、みどり保育園入園式が実施され、本職が出席しました。

4 月 13 日、平成 27 年度阿武町戦没者追悼慰霊祭が町民センターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

4 月 19 日、第 10 回あぶ芸能祭が町民センター文化ホールで開催され、議員各位参観、応援されたことはご高承のとおりです。

5 月 22 日、平成 27 年度一般社団法人無角和種振興公社の会員総会が役場会議室で開催され、小田副議長が出席しました。

5 月 26 日、萩広域シルバー人材センターの平成 27 年度定時総会がサンライフ萩で開催され、本職が出席しました。

5 月 31 日、町制施行 60 周年記念式典が町民センター文化ホールで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

6 月 11 日、議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果につきましては、お手元に配付の資料のとおりです。

6 月 14 日、ふれあいピアリンピック 2015 が萩市民体育館で開催され、小田副議長が出席しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長 ここでは本定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長(中村秀明) 平成 27 年第 2 回阿武町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、公私ともにご多繁の中を本定例会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

さて、昨年と同日の今月 2 日の梅雨入り発表から 2 週間が経過をしたところではありますが、今年は 5 月初旬の福賀地区の田植え時期から今日まで、水不足による農作業の遅れもなく、順調に農作業が進んだようでありまして、ご同慶に存ずるとともに、今後の農作物の順調な生育を願うところであります。

この様な中、ご案内のとおり去る 5 月 31 日には、阿武町町制施行 60 周年記念式典を開催いたしましたところ、議員各位をはじめ、多くの来賓、また、町民の方々にご参加いただき、盛大に式典を挙行することができましたこと、本当にありがたく感謝の念に堪えない次第であります。

式典の中で、永年にわたりそれぞれの分野で、本町の発展にご尽力をいただいた 12 の個人や団体を選奨させていただきましたが、こうした方々の常日頃からの地道で献身的な活動が本町の発展の礎となっていることを改めて心に刻

んだところであります。

また、記念講演におきましては、藻谷浩介さんに、21世紀の阿武町創生と里山資本主義と題して貴重なご講演をいただきました。講演の中で、藻谷さんは、地域活性化とは究極に言えば人口が減らなくなることであると申しておられました。そして、本町がこれまで取り組んできた人口定住、特に人口の社会減の克服に重点をおいた取り組みについて、一定の評価をいただきましたが、なお一層の人口維持対策が必要であるとの認識を強くしたところであります。

そしてまた、藻谷さんは、町民がそれぞれ思いを持って、無理のない範囲で地域内でお金と遊休資産を循環させれば、これが積み重なり多くの雇用の創出に繋がるとも言っておられました。まさに、マネー資本主義に対する里山資本主義の神髄であります。このことは、今後の行政運営において留意をしなくてはならない重要な示唆であったと思っております。

いずれにいたしましても、町の活性化のためには、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、5年後の人口は2,839人となっておりますが、これを第6次阿武町総合計画で定める5年後の人口目標の3,300人にいかに維持するか、人口定住対策、子育て支援対策、医療対策、交通対策をはじめ、有効と思われるあらゆるハード、ソフト対策を講じていく必要があると認識をしております。

具体的な施策については、今後とも予算等を通じて議会にもお諮りしながら進めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議会定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします。す諸案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）及び議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして

は、いずれも地方税法の一部改正に伴うものでありますが、阿武町税条例の一部改正につきましては、軽自動車税のグリーン化特例の導入や、ふるさと納税の拡充等に係る改正、また阿武町国民健康保険税条例の一部につきましては、課税限度額の引き上げ等が主な改正でありまして、地方税法の一部改正が今年 3 月 31 日付けで交付され、4 月 1 日から施行となったため、3 月 31 日付けで関係条例の一部改正の専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めます。

次に議案第 3 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましては、国保税の第 1 期分の納期が 6 月 1 日から始まることから、税率を 5 月 31 日までに定めなければなりませんので、5 月 29 日付けで専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めます。

次に議案第 4 号、物品売買契約の締結について、につきましては、阿武町リサイクルセンターの作業用油圧ショベルの更新に係る物品売買契約の締結について、地方自治法の規定により議会のご議決をお願いするものであります。

次に議案第 5 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）につきましては、今回の補正額は 5,213 万 3 千円の増額で、補正後の歳入歳出予算の総額は 29 億 6,113 万 3 千円となるところであります。

それでは今回の補正の歳出に係る主なものを申し上げますと、各款において人事異動等に伴う人件費の調整を行っておりますが、このほかに総務費につきましては、自治体クラウドについて、県内 6 町で進めるべく、町村会で検討しておりましたが、この度周南市を含む 4 市と県内 6 町でシステムの共同利用の検討をすることとなりましたので、この検討業務委託料にかかる負担金の新規計上、また、まち・ひと・しごと創生との関連で、移住プロモート及び町の P R 用 DVD の作成が義務づけられましたので、この作成業務委託料の新規計上、

また、E G F 福賀工場の誘致に係る用地造成工事について、多量の湧水が発生することが判明しましたので、これに係る水路工の追加及び地盤安定処理工の追加にかかる増額、さらに老朽化しております町内公民館のカラオケシステムの更新を宝くじの助成事業を活用するための補助金の新規計上ほかであります。また民生費につきましても、消費税増税に係る低所得者層への臨時福祉給付金の支給関係経費及び子育て世帯臨時特例給付金の支給関係経費の新規計上ほかであります。また衛生費につきましても、設置要望件数の増加に伴う合併処理浄化槽設置費補助金の増額計上ほかであります。また農林水産業費につきましても、農事組合法人あぶの郷の新規就業者の受け入れによる飼料用米の増反に係る関係機械整備費補助金の新規計上、さらに農事組合法人うもれ木の郷の新規就農者に対する定着支援給付金の給付に係る事業費補助金の新規計上ほかであります。また商工費につきましても、道の駅温水プールの石油給湯器の修繕料の新規計上ほかであります。また土木費につきましても、美咲第 4 分譲宅地の広告料の増額計上ほかであります。また消防費につきましても、宝くじ助成金を活用し、指定避難所へ配備する避難用車いすの購入費の新規計上ほかであります。また教育費につきましても、老朽化に伴う福賀小中グラウンドの照明器具の改修工事費の新規計上、さらに円安に伴う宇田ふれあいグラウンド用乗用芝刈り機の購入費の増額計上ほかであります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 6 号から議案第 10 号までにつきましても、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計ほか、特別会計の補正予算でありますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、全員協議会における全協報告第 1 号、平成 26 年度阿武町繰越明許費繰越計算書の報告について、につきましても、平成 26 年度一般会計の繰越明許費について、地方自治法施行令の規定により、その結果をご報告申し上げるもの

であります。次に、全協報告第 2 号、平成 26 年度阿武町事故繰越し繰越し計算書の報告について、につきましては、平成 26 年度一般会計の事故繰越しについて、地方自治法施行令の規定により、その結果をご報告申し上げるものであります。次に、全協報告第 3 号、契約の締結について、につきましては、町の執行に係る工事請負契約等の締結についてご報告を申し上げます。次に、全協報告第 4 号、株式会社あぶクリエイションの経営状況について、につきましては、地方自治法の規定に基づき、その経営状況のご報告を申し上げます。

以上、本日ご提案申し上げ、ご審議を頂きます議案等につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました議案等のお詳細につきましては、その都度担当参与からご説明をいたさせていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、3 番白松博之君、4 番中野祥太郎君、を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 6 月 11 日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 6 月 24 日までの 8 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から 6 月 24 日までの 8 日間と決定しました。

日程第 3 一般質問

○議長 日程第 3、一般質問を行います。質問の通告者が 2 人ありますので、議長において通告順に発言を許します。はじめに、2 番小田高正君、ご登壇ください。

○2 番 小田高正 皆様おはようございます。傍聴の方も朝早くから、忙しい中をご出席くださいます、誠にありがとうございます。しっかりと、議員の活動を確認していただけたらと思います。

今日は梅雨空ですが、質問は元気よくやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

私からは、今日は 3 点ほど質問をさせていただきます。

まず、阿武町のランドデザインについてです。これからの阿武町を設計するためには、小さな町でも人々を呼び寄せる重要な核が不可欠です。その目的が観光ともなれば情報化時代の今日、平均的な発想では町外の人々を呼び寄せることは到底できません。すでに市町村間の競争が始まっています。また、町民の皆様を巻き込んだまちづくりが必要です。いわば阿武町総合計

画という大綱が決まった以上、達成のためのプロセスづくりが何よりも大切です。その仕組みをつくるための政策提言を述べたいと思います。

まず、阿武町役場本庁ロビーに阿武町全体の地形を想像させる立体模型を展示したらどうでしょうか。これは、執行部、議員、外部専門家、有識者、町民の皆様の発想力を掻き立てるための手段であり、頭で想像することと地形を見ながら戦略を練ることは大きな違いが出てくることは明らかであり、新しいアイデアが生まれ、近隣市町村の観光客の呼び込みや連携も大いに考えられます。また、立体模型に加え、その横にアンケートを置くなどすると町民の皆様を巻き込んだまちづくりが出来ると思います。企画の原点はアイデアの量、独自性を発揮する仕組み、そして具現化していく年次プロセスの方法論です。私は人口規模で評価をされない阿武町にしか出来ないまちづくりと一緒に知恵を出し、同世代、若者を代表して強く応援します。特に、これからの阿武町を担う若者が自信を持って、ふるさと阿武町を紹介してもらいたい、そう心から思っています。特にマーケティング戦略は重要です。昨年6月の議会で質問し、中村町長は今後、道の駅自体の魅力を図り、そしてニーズ調査をし、道の駅周辺や阿武町全体が発展するような施策を図りたいと述べられました。また、阿武町総合計画の観光振興では、各地区の観光スポットについて検討されており、実行準備の動きが感じ取れます。

リニューアルオープンした道の駅阿武町は、1年2カ月が経ちます。その道の駅は阿武町ゲートウェイ、つまり、阿武町の玄関であり、阿武町の中核でもあります。その中核を大きく伸ばすために前回、私は道の駅周辺の開発清ヶ浜全体の整備についても触れました。それは、観光目的が違っていても違う核をつくれれば、核同士が繋がれていくからです。分散でなく、そこにも意味のある選択と集中が必要です。阿武町には3つの地区があり、それぞれが地域の方にとって、何よりも大切な場所であります。その3つの地区に重

要なポイント、つまり、核をつくる必要があります。

宇田地区には、有名な惣郷鉄橋があり、写真や鉄道愛好家、建築家、癒しを求めて風景を眺める方も多くいらっしゃいます。もちろん、地域住民の方は毎日、その景色をみて一日が始まっていることでしょう。海や夕日が映えるこの鉄橋を益田市方面からの阿武町のゲートウェイであることは執行部の皆さんから見ても理解できると思います。国道から一目で見て分かるように特大の大きな看板を設置して誘導をはかり、宇田地区住民の方へも惣郷鉄橋入りの T シャツなどを着てもらい、活力を見出し宇田地区の核にしてみてもどうでしょうか。必ず協力してくれるでしょう。

次に福賀地区です。国道 315 号線から、海岸地域では見られない壮大な水田が一望出来る場所に福の里直売所があります。徳佐や周南市方面からの来訪もあると聞いており、多くの方の良き休憩場所でもあります。また、隣接した場所に県内でも先駆けて農業と福祉が共同で取り組む農福連携加工施設が完成し稼働すれば注目も集まります。ご存じのように山口福栄須佐線や益田阿武線とも直結し、重要な阿武町の分岐路です。近くには佐々木小次郎の遺髪をまつた墓もあり、いわば福賀地区の核になるのではないのでしょうか。また、福賀大農業まつりは有名であり、イベントなどを通じ様々な紹介もでき、長年のリピーター客から新規誘導も図れると思います。

阿武町の核、3つの地区の重要ポイントは、今後、より深く審議されることと思いますが、最も重要なことは、町外から訪れる観光客に分かりやすい観光の面をしっかりと定め、ホームページや観光案内板などが、しっかりと活かされる仕組みと雇用創出を生み出す工夫が必要であると思います。そうすることにより、各所を伸ばすまちづくりが本格的に始まると思います。

5年間の阿武町総合計画が議会で決定し、執行部の政策実行力が試されることと思います。その主人公は担当課長を始めとする職員の皆さんであるこ

とは言うまでもありません。また、常識破壊的かつ具現化出来る創造性とやる気に満ちた職員のアイデアも必要と思います。若い職員の方は、将来の阿武町に一番長く関係し携わります。我が郷土のまちづくりのため、建設的な意見を上司に対し進言されることを大いに期待しています。

以上述べた私の政策提言は、奈古、宇田、福賀地区のそれぞれを活かした阿武町重要ポイントの設定です。このことは、これからの阿武町活性化のキーであり、今後も強く要望します。

そこで中村町長に質問します。阿武町のグランドデザイン。つまり図案、設計、着想、そして遂行。今後の阿武町を設計するうえで、大変重要な重点ポイントの設定に対し、検討課題とか外部専門家の意見でもなく、具体的にどのように実行していくのか、また、町民の皆様の声がスムーズに届けられる仕組みをどう策定し展開するのか、まずは首長としての具体的な実行の中身について明確な答弁をお願いいたします。

○議長 ただ今の、2番、小田高正君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 2番、小田高正議員の、阿武町のグランドデザインについてのご質問にお答えいたします。

ただ今は、今後の阿武町をデザインしていくうえでの沢山の具体的政策提言をいただきました。誠にありがとうございました。

小田高正議員の熱い思いがひしひしと伝わってきたところでありますが、私は、町をデザインしていくうえで地域住民の心をひとつにまとめるための明確な目標を示し、例えば基本計画の平成31年度末の人口を何としても3,300人以上に維持することなどもそれに当たりますが、具体的な形で旗印を町民に示すこと、あるいは地域の方々が誇りとしている物や事を町が正式に認知することも、まちづくりにとっては大変重要なことであると認識をしております。そして、

その大義のうえに立って、個別具体的な施策展開をすることがまちづくりの要諦であるとも認識をしております。

本町では、ご案内のとおり、今年 3 月に第 6 次阿武町総合計画を策定いたしました。そして、これに基づき阿武町実施計画もお示しをしたところであります。さらに、平成 27 年度当初予算で、新たな計画の初年度の具体的な取り組み内容もお示しをしたところであります。従いまして、私は、当面大事なことはこの初年度の具体的な事業内容を、計画的に、いかに着実に進めるのか、そしてその前提に立って、柔軟性とスピード感のある対応も必要であると思っております。

ご承知のとおり、現在日本全国の自治体が、地方版総合戦略の策定に取り組んでおります。こうした中で、本町におきましても、現在、まち・ひと・しごと創生の視点に立って、鋭意これに取り組んでおりますが、実は、この 6 月 9 日から 11 日の三日間にかけて、町の若手職員とスタジオ L のスタッフがタッグを組んで、1 チーム 3 人が 2 チームに分かれて、町内の若いお母さんや若手の事業者を初め、町内各地区のあらゆる階層の方々を訪問し、ヒアリングを行ったところであります。ヒアリング対象者は、累計で約 40 人と聞いておりますが、現在その中で出されたご意見、ご提言を分析、整理しているところでありますが、既存の発想にないような斬新なご提言も多々ある、というふうに聞いております。そしてこれらは、今後 3 回予定をしております住民ワークショップで検討したうえで、一定の整理を行い、内容を吟味したうえで、第 6 次阿武町総合計画との整合性も図りながら、さらに必要に応じ、数値目標等も明示しながら、阿武町版総合戦略に盛り込み、当然国のまち・ひと・しごと関連事業への支援措置や財政支援等の状況等も加味した中で、町としてどういう政策展開ができるかを、今年度中のなるべく早い段階で検討し、早いものは平成 27 年度、今年度の補正で対応することもやぶさかではないと考えているところで

ございます。

従いまして、そういった意味も含めまして、現在はそういう状況でありますので、まだ結果は出ておりませんが、ワークショップ等の結果を、今私自身楽しみにしているところでございます。

そうした中で、今後具体的な検討をする中で、今回小田高正議員からもいろんなご提言をいただいたところでございますので、是非、参考に出来るところは参考にしていきたいというふうに思っておりますので、今後いろんな、具体的な事業を検討する中で、ご理解、ご協力を賜りますことをお願いを申し上げる次第でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長 2 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2 番、小田高正議員「はい再質問」という声あり。)

○議長 2 番。

○2 番 小田高正 今、私から具体的な観光の面、3つの地区、今、執行部、町長の考えとしては、はっきり言って、とにかく町民の心をひとつにまとめて、同じ方向性で総合計画を行くんだということですよね。もうひとつは、まずは 27 年度、この部分についてはしっかり実施していきたい。そして補正で可能なものについては組み込んでいきたい。こういう理解で良いですよ。それから、私はですね、なぜこういう政策提言をするかということ、まず職員の方も、すごい今、智恵もアイデアもあると思うんですけども、議員自らが、前へ前へ提案していかないと、乗り遅れるということで、常に政策提言をしたい。そういう思いからやっているんです。その中で、例えば 10 の内 1 つでも、2 つでも拾う意見があれば、本当はスピード感を持って、まだまだやってもらいたい所もあるんですけども、その辺については、今、志を聞いたんで、その辺については、決まったものについては速やかにやって、そして町民の皆様に分かりやす

いようにやっていただけたらと思います。ちなみに、ちょっと参考ですけども、私ですね、先日 6 月の 13 日に、福の里に調査に行ってきました。今日は傍聴の方もいらっしゃいますんで、少しお話しをさせていただくと、1 日あたりの来客数が、多いときで 220 人、少なくとも 150 人、いらっしゃる訳なんです。で、週に 3 回、祝日も開いてるんで 3.5 回くらいのペースかなっていうふうに思いますけども、月に換算すると 2,500 人なんですよね、2,500 人。ロコミ期待、これはまあ 4 掛けで 1 万人としますと、年で換算すると、なんと 12 万人ということになります。この 12 万人の顧客群ですね、ここからがあれなんですけども、まあ道の駅阿武町も、まだスケールが大きいんですけど、基本的にこの顧客群、サラリーマンが来られているのか、土建業が来られているのか、普通の主婦層の方なのか、旅行者なのか、これを必ず分析する必要性が、町長が昨年の 6 月に言われておったマーケティングの中のニーズ調査なんですよね。だから道の駅阿武町の顧客群がいったいどうなのか。これもしっかり言われておったので、これからもしっかり、あぶクリエイションやられると思うんですけども、こういった顧客群の中身を見て、私は、結構政策提言をしているつもりなんです。従って、例えば、横にはうもれ木の郷、豆腐も買いましたけども、非常においしかったです。こういったように、なんて言いますかね、郷が 3 つあって、3 つの郷で何か出来るとかですね、またはいろんな仕掛け花火、こういったものも、これからもどんどん言っていきたいし、的が外れたようなことは、言うつもりは毛頭ありません。実効性というか、具現化出来るような提案をですね、これからも随時行っていきたいと思いますので、先ずはその辺のスピードについては、今から執行部、頑張ってくださいたらと思います。

ちょっと 1 点、聞きたいんですけども、立体模型とかアンケート、先ほど説明しましたけども、その辺というのは執行部としてどのような考えですか、お願いしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 まだ、具体的なものは定めて、現状では、全くありません。

ただ、以前も申し上げたかと思いますが、平成 27 年度、今年度は阿武町にとって本当に重要な年であると、そういうふうに申し上げたことがあると思っておりますが、今年 60 周年を迎えまして、私は、60 周年を迎えた中で、新たなまちづくりのスタート、そういったこの 1 年、大変重要な年であるというふうな認識を持っているところであります。それは、国の地方創生で、今年が元年であります、それはたまたま、そういった国の動きも出てきた訳ではありますが、重要なのは、阿武町は阿武町として何をこれからすべきか、そのことが一番ポイントだろうというふうに思っております。その中で、使える制度は、国の地方創生の制度を活用していきたいというふうに思っております。従いまして、そうした中で、具体的に何をしていくか。それをこの 27 年度に、しっかりと将来を見据えた企画等も定めていく。そういった年度でもあるわけです。従いまして、これからそういったことも具体化していきたいというふうに思っておりますが、先ほどそういった中で、小田高正議員が言われました内容、今も再質問で言われたわけですが、そういったことも参考にしていきたいというふうに思っているところでございます。そうした中で、重複する部分があるかも知れませんが、今までも、町内全体でそれぞれ 3 地区、特色があるそれぞれの地域でありますから、特色を活かしたまちづくり、地域づくりをしていく必要があるということを基本的な考え方として申し上げてきたところであります、やはり奈古地区では、言っておられますように全国に誇れる道の駅がありますし、多くの方に今、ご来場いただいております。そして福賀地区は何と言いましても農業の振興を中心はどうしていくかということを考えますと、今の福の里、また E G F との農福の連携、これも大変重要な取り組みになってまいりますし、一方宇田

郷地区ではやはり、漁業が盛んな所でありますから、この漁業の振興をいかに図っていくか、そういったことも考えていかななくてはいけないわけですが、そうした中で、今、宇田郷地区でも漁業の振興を図るための事業の実施について検討がされているというふうに、今そういった状況でありますので、これが成果として結びつけば良いというふうに思っておりますし、また町としてもバックアップしていきたいというふうに思っているところがございますので、今後とも、小田高正議員、いつも熱い思いの中でいろんなご提言をいただいております。今後ともよろしく申し上げます。以上です。

○議長 2番、ただいまの執行部の答弁に対する再々質問はありますか。

(2番、小田高正議員「ありません」という声あり。)

○議長 再々質問がないようですので、2番、続いて2項目目の質問を許します。

○2番 小田高正 はい、続いてお願いします。空き家対策についてです。

先月5月26日に空き家対策特別措置法が施行されました。空き家は、超高齢化時代となり、阿武町だけでなく、全国的に大きな社会問題であり、今後とも年々増加されることと思われまます。新法の具体的な内容は、倒壊の恐れ、犯罪の温床、景観の荒廃などで、近隣に危険や迷惑を及ぼしている空き家を市町村が特定空き家と判断すれば、所有者や管理者に解体を勧告したり、従わなかった場合に行政が代わって解体したりすることが出来るようになるというもので、新法では、対策の実施主体を市町村と明記しています。市町村職員らが建物内に立ち入って現況を詳しく調べることが出来るようになり、敷地、建物の傾きや屋根や外壁の劣化の程度などを確認し判断するもので、判断基準は現在、国土交通省が策定中とのことでもあります。

また、今までは所有者や管理者が不明だと市町村が適正管理を指導、勧告する相手がおらず、放置されるおそれがありましたが、新法では、近隣住民

の聞き取り、不動産登記簿、住民票に加えて固定資産税の課税台帳から所有者を割り出すことが出来るようにとされており、少し疑問に思う方も多いたと思います。新法施行前では、地方税法の守秘義務として他部局と情報の共有が出来ないとされていたのです。本当にそうであったかは私の質問ではありません。問題は行政代執行の公権力の行使が、市町村ごとの考えによって異なってくるのではないかと、個人の財産権を侵害する恐れがないように慎重な対応や手続きの透明性が求められることです。

さて、阿武町の空き家対策については、一所懸命に担当課及び担当者は対応されています。私も仕事を通じ、肌でそれを感じており、空き家バンク事業を活用された双方の希望や不安等の考えも聞いております。阿武町の空き家バンク対策事業は、他の市町には負けない独自性があり、人口定住対策とセットで提示できる評価の高いものです。このセットプランの内容について反響はどうだったのでしょうか。担当課職員におかれましては、今後もアイデアを振り絞り、活躍されますよう大いに期待しております。

そこで中村町長に質問します。

現在、阿武町の空き家率はどのくらいなのか。その内、特定空き家に該当する建物や景観を害した物件は何件あるのか。また、先程述べた空き家に対するお問合せ状況はどうなのか。そして、今後、阿武町の計画では、どのように増えていくことが予想され、どのような対策をもって抑えていかれるのか。マイナス面を補填する大事なことと思いますので具体的な対策についてお聞きします。

この空き家問題は、同時に悪臭、ダニ、ネズミ、ハチ、やぶ蚊など衛生的な問題も発生します。地域によっては近隣だけでなく、川上から流れてきたものは川下へというように周辺に影響します。施設課と連携し、町道の巡回や交通安全パトロールなど定期巡回デーを定め、住民に啓発し未然に防ぐ早

期発見、告知も含めた早期提案を促していくことが、将来の阿武町にとって
明るい有効な手段であると思いますがどうでしょうか。併せて中村町長にお
尋ねします。

○議長 ただ今の、2番、小田高正君の2項目目の質問に対する、執行部の
答弁を求めます。町長。

○町長 空き家対策についてのご質問でございますが、空き家につきまして
は、単に倒壊の危険だけでなく、景観の悪化、放火や犯罪の温床等となる可
能性があり、以前から大きな問題となっており、これの対策について全国の
自治体が独自の条例等を設けるなどして対応していたところではありますが、
今年になりようやく、国において特別措置法が施行されたことは小田議員ご
指摘のとおりであります。

こうした中、本町の空き家の状況、及びこれに対する対応についてであり
ますが、まず、空き家の数については、実は、平成24年5月から6月につ
きまして各自治会長を通じて悉皆調査をいたしております。これによれば、本町の
空き家の数は、奈古地区で93棟、福賀地区で56棟、そして宇田郷地区で48棟、
町全体の合計で197棟となっているところであります。

そして、全体の住宅に対する空き家の率ですが、実はこの分母については、
解釈が大変難しいところであります。単純に税務の固定資産の課税調書で
把握しております農家住宅、漁家住宅、専用住宅、併用住宅等をこの分母と
した場合は、地区別には出ておりませんので阿武町全体で申し上げますと、
住居の総棟数は2,270棟となっております。これに対する空き家は先ほど申
し上げましたように197棟となっておりますので、これによりますと空き家率
は9パーセントということになります。

そしてこの内、倒壊の危険があるとか、著しく景観を損ねるような特定空
き家に該当するものの数ですが、ここでは調査で出てきた、倒壊の危険のあ

る空き家のみで申し上げますが、奈古地区で 3 棟、福賀地区で 5 棟、宇田郷地区で 2 棟、合計で 10 棟が報告をされているところであります。ただし、この調査は、景観を著しく害するものなどは調査をしておりませんし、自治会長さんの主観による部分も相当あると思われまますので、実態としては、いわゆる特定空き家については、これよりかなり多いのではないかというのが印象として持っているところであります。

次に、空き家の問合せ等については、年間 1、2 件は放置され倒壊しそうな空き家の隣接者等からの苦情が寄せられておりますが、その際は、担当の方から、所有者と連絡がとれるものについては、電話や文書をもって対応についてお願いをしております。ただし、そのような空き家については、固定資産税が免税点未満であり相続人の確定すら難しい物件が大半でありまして、現状で、なかなか改善がなされないのも現実であります。

また一方で、空き家を町に寄付したいというようなお申し出も年に数件ありますが、これにつきましても、いずれも老朽化が激しく利用のしようがないような物件がほとんどでありまして、解体費用の節約のための寄付の申し出的な面もありまして、現実的にはお断りしているところであります。

こうした中、国におきましては、先ほどご紹介がありましたように、今年 5 月に特別措置法が制定されたところがございますが、本町におきましても、平成 25 年 4 月に、阿武町空き家等の適正管理に関する条例を制定し、国とほぼ同様の内容であります情報収集の簡便化、また該当物件の所有者への助言、指導、あるいは勧告、命令、そして悪質者の氏名の公表、さらには解体等の代執行が出来る規定まで設けているところであります。

ただ、現実問題として、条件がそろえば、例えば解体の代執行を行うことは出来ますが、その経費を所有者に求償しても、これが弁済される可能性はほぼ皆無とならざるを得ないと思っているところであります。

従いまして、実態としてこれを行ったことはありませんし、現時点では、よほど差し迫った危険が想定される場合等でないと手が出せないというのが現実であります。

なお、当面の対応といたしましては、巡回等でその様な建物の早期発見に努め、倒壊の危険等が発生する前の段階で所有者等に保全を求めることは有効でありますので、ご提案のあったことにつきましては、前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長 2 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2 番、小田高正議員「はい再質問」という声あり。)

○議長 2 番。

○小田高正 ありがとうございます。非常に数字的根拠、それから対策、どういった問題があるか、非常に分かりやすく教えていただきました。

今の対策とか、全国的社会問題なんで、その辺については阿武町だけではないんで、しっかりやられているということを確認させていただきました。

ちょっと 1 点ほど質問をしたいんですけども、せっかく阿武町、人口定住対策で空き家の関係とか、ゴミ処理の補助とかリフォームの補助対策事業をやられているんですけども、新しい対策を行って、4 月以降からの反響ですね、何かこう励みになるような、そういった問合せ状況とか、そういったものが、お褒めの言葉とかがあれば、教えていただけたらなと思うんですけども、分かれば教えてください。

○議長 総務課長

○総務課長 条例を追加いたしまして、いろんな形の定住宅策について拡充、例えば I ターン、U ターン奨励金の拡充、あるいは新築住宅の建築に対する補助の総額、これらを合わせますとマックスで 230 万円が、例えば I ターン者

が町内に来られまして新築をされたというふうな場合、そういった特典があります。これらについては、いろんな形で広報をしておりますし、インターネット等では、すごいねというふうないろんな反響はあります。ただそれが直接的にですね、じゃあそれを聞いたから阿武町に家を求めた、というふうなことにつきましては、まだこれ 4 月から始めて、4、5、今 6 月というふうな段階でありますので、ここでその結果であるとか、結果が出ましたよと言われればいいんですけども、まだそういった段階には至っていないと、ただ反響等については、マスコミ等も含めて大変受け止めているというふうなことは、私ども感じるところであります。以上です。

○議長 2 番、ただいまの執行部の答弁に対する再々質問はありますか。

(2 番、小田高正議員「ありません」という声あり。)

○議長 再々質問がないようですので、2 番、続いて 3 項目目の質問を許します。

○2 番 小田高正 それでは、引き続き質問をさせていただきます。

女性未来会議の創設についてです。阿武町 5 カ年総合計画も実施計画に向け動き出しています。地方創生を旗に、各自治体では、国の指針に基づき、まち・ひと・しごと、という大きな柱を打ち出し予算も計上されています。阿武町にとっても、このタイミングはベストと思われれます。各自治体にとって、熾烈な知恵比べが予想されますが、他の市町に影響されず、小さいまちだからこそ出来る仕掛けをしていけば良い。私はそう思います。

そのためには、違う視点、違う立場、新しい人や新世代の意見を取り入れていけば、阿武町にとって最適な仕上がりになるのではないかと感じます。確かに歴史に精通した方も重要ですが、新世代の考え、子育て世代の状況、結婚し町外から阿武町の住民となられた方の素敵な意見も数多くあると思います。その対象者となるのが 20 代、30 代の母親の皆さんです。そういう方

が家庭や友達の間で、阿武町に対し、働き方や子育て、まちに対する要望など様々な想いを語られていると思います。

国の定めた、まち・ひと・しごと創生の基本的な 3 つの視点の中の 1 つに若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現としっかり明記されています。

近い将来の阿武町を支えるのは、こういう若い力、女性の力であると思います。そして、こういう方たちが活躍してこそ、若者や女性を大切にする阿武町の形が出来るのではないのでしょうか。

そこで中村町長に質問します。

今後の阿武町にとって、こういった若者や女性の皆さんの声を反映する場を創設し、行政任せではなく、まちづくりと一緒に考えてもらう仕組みを考えてみられてはどうでしょうか。それが、私が提言する、阿武町女性未来会議です。また、既に執行部で若者や女性の皆さんの意見を反映出来る新しい施策があれば、具体的にどういった内容かをお聞きするとともに、こういう方達が阿武町総合計画でどういう位置付けで考えておられるのかお尋ねします。

○議長 ただ今の、2 番、小田高正君の 3 項目目の質問に対する、執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 女性未来会議の創設についてのご質問ではありますが、女性の力が町の活性化の原動力であり、特に、今からお母さんとなる世代、あるいは子育て中の世代の若い女性がいきいきと活躍できるまちづくりこそ、消滅可能性自治体からの脱却への大きな要因であるということは、町制施行 60 周年記念式典での藻谷浩介さんの記念講演の際にも強く指摘されたところでもあります。

こうした中、本町においてこういった若い世代の女性の声をどう町政に反映するかということでもあります。

小田議員もご承知のとおり、本町には、町の男女共同参画審議会という組

織が既にあります。この組織は、平成13年度に発足した審議会ではありますが、公募委員を含めた10人の委員で構成しておりまして、現在は男性4人、女性6人で、女性の中には子育て世代の方も含まれているところであります。また、この審議会では、男女が平等のパートナーとして暮らしていける社会をどう構築するのか、女性があらゆる面で、政策の企画段階から参画し、暮らしや子育てがしやすい環境を整備するためにどういうことが出来るかを審議し、町長に提言するという目的を持っているところであります。

具体的な審議内容は、大変広く、男女が平等に社会参画するためにはどういった学校教育や社会教育を進めるべきか、育児や介護への男性の参画をどう進めていくのか、女性の人材の育成と登用をどう進めるのか、あるいは女性が仕事と子育てを両立しながら、働きやすい社会環境・職場環境をどう構築するのか等、幅広い分野での政策提言もいただき、これらの意見も踏まえて、色々な関係施策を展開してきたところであります。

こうした中で、小田高正議員のご提言は、さらに突っ込んだ形で、20代や30代の若者や若い世代の女性の声を聴く場を設けては、というご提案でございますが、先ほど申し上げましたとおり、若い女性が町政に関心を持ち、いきいきと提言し、そしてこれが施策に反映され、活躍していただくことは町にとっても大変意義のあることと思いますので、他の類似する組織との関連、またネーミングや実施方法等も良く検討した中で、前向きにこのことは検討していきたいと考えている次第であります。

以上で答弁を終わります。

○議長 2番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番 小田高正議員 「はい」という声あり。)

○議長 はい、2番。

○2番 小田高正 はい、ありがとうございます。前向きに検討というふう

に言われました。要は、若い方たちが参加をしていただいて、発言をする。で、新しい発想のもとで、子育て、時代が変わってくるし、いろんな文明も変わって来ているんで、その辺を吸い上げていくというシステムが出来れば、一番良いかなというふうに思います。今、町長も言われましたように、一歩踏み込んだ会議を、また別に作ったら、確かに執行部大変だよ、という話になるんですけども、これ、会議というのは看板が非常に大切なんです。まちづくりに。各市町村、皆さんお詳しいのであれですけども、分かりやすく、ネーミングって、看板のように作られてます。それが心地良い、若い主婦層もいらっしゃいます。これ検討でよろしいんで、あくまでも、例えば女性未来会議というふうに仮称でやってますけども、ああ、女性が活躍できるような会議を町が作ってくれたんだよね、というふうに思われると思います。それも中身は、婦人会とかいろいろあるかも知れませんが、今度は若い、20代、30代の主婦層が直接呼ばれるらしいよ、そして未来を語るらしいよ、今の現状の子育てとか、非常に困ることでも、さらに踏み込んで聞いてくれるよ、今の保育園の情報ってこうだよとか、サービスはこうだよとか、民生課にも情報が入ってくるし、いろんなやっぱり、現場の生の、新しい世代の方を取り込むことによって、いろんな、本当の生のダイレクトな意見が行政に反映できるのではないかと思います、私は質問をさせていただきました。

基本的に、大きな枠組みの中で、町長はやっていかれるのか、それとも新しくセクション、ミッションを作ってやろうと考えているのか、今日は答えはいいませんので、今、10人、男女共同参画審議会、いらっしゃると聞きましたけども、それに組み込んで、若い方を、新しい方をどんどん、どんどん入れ込んで、一緒になって各世代がやっていくというのもいいですし、その辺については、回答はいいませんので、お願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長 町長。

○町長 町の男女共同参画審議会ではありますが、今の委員さんになられて、去る 6 月 8 日に審議会を開催いたしました。その時にいろんなご意見をいただいたわけではありますが、冒頭私が挨拶で申し上げたのが、今回男性が 4 人女性が 6 人の委員さんということで、その前にちょっと阿武町の人口比率を調べてみましたら、男性が 45 パーセントで女性が 55 パーセントでありましたから、だいたい人口比率が審議会の委員さんの数に反映されているというふうに思っているわけではありますが、その中で、先ほど申し上げましたが、若い女性、子育て支援の保育園の子どもを持ったお母さんの代表がひとり入っておられました。その時に、初めて出席されたんですけど、本当に良い意見をいただきました。私も、目からうろこではないんですけども、本当に、今後の町政を行っていく中で建設的なご意見をいただきましたので、本当に、こういった世代の方の意見を聞く機会が、今までも年 1 回あるんですけども、それが本当に重要性、必要性というのを痛感した訳であります。従いまして、その委員さんとして出ておられる方、任期が来ますと変わられることもありますので、そういった面もあるかというふうに思っておりますが、やはりそういった方々のご意見を聞く機会が大変重要であろうというふうに思っているところがございますので、また、具体的に、今イメージ等もまだ持っている訳ではない訳でありますけども、何らかの形でそういったことも、先ほど申し上げましたけども、考えていく必要があるんだろうというような思いは持っておりますので、また、これを検討していきたいというふうに思います。以上です。

○議長 2 番、ただ今の執行部の答弁に対する再々質問がありますか。

(2 番、小田高正議員「ありません」という声あり。)

○議長 再々質問がないようですので、これをもって 2 番、小田高正君の一

般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 10時05分

再 開 10時15分

○議長 それでは休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、3番、白松博之君。3番については、自席より一般質問を行ってください。

○3番 白松博之 この席からの質問をお許しいただき、ありがとうございます。

私は、森林の団地化による低コスト間伐体系と雇用について質問をさせていただきます。

私事ですが、17年前、転落事故により脊椎損傷となり農業、林業の現場を離れざるを得なくなりました。しかし、山からいかに収入を上げるかという林業に対する熱い思いは、誰にも負けないつもりであります。

それでは質問に入ります。阿武町の中で、今一番活用されていないのが森林資源ではないでしょうか。現在、阿武町の人工林面積の90パーセント、材積にすると95パーセントが収穫時期を迎えているにもかかわらず、木材価格の長引く低迷から森林所有者のほとんどが、ここ十数年間木材販売による収入を得ていないのが現実です。この様に活用されていない森林資源を活かすために、森林経営計画のもと、森林を団地化し、効率的な間伐技術、中でも伐採、搬出、運搬の経費を極力削減することで、山林からの収益を上げるとともに、新たな人の雇用に結び付けられるのではないかと考えます。

一方農業においても福賀地区は、冬場の収入を上げることが難しく、農業

のみの通年雇用は難しい状況にあります。このような状況から、冬場は林業で雇用をしながら年間雇用を行う、農林一体となった新たな雇用の体系作りはできないでしょうか。

次に持続可能な森林体系づくりについて提案します。効率的な森林の活用については、なんといっても林道網の整備は欠かすことのできない条件であり、良質材のみならず、低質材においても林道による容易な搬出は、建築用材からバイオマス燃料まで余すところなく活用でき、すでにイラオ団地からは大型破砕機で処理された低質材が木質チップとなり、この 6 月 2 日より試験的に宇部興産のバイオマス燃料として持ち込まれています。まずは機械体系に合った林道網の整備を、町有林から進められてはいかがでしょうか。

小規模所有山林の団地化について提案します。現在、福賀地区の民間所有山林は、かつて採草地の払い下げや畑地などが林地となり、小区画の山林が点在するという個々の能力では管理が不可能な状況にあります。このように点在する山林は、森林所有者自身も所有山林の境界把握や判別が、年を追うごとに難しい状況になりつつあります。

特に、近年、林業からの収入が望めない状況下では、農地の維持管理以上に深刻な状況にあり、今後急速に放置林が増加していくものと思われ、これらの林地管理を一元化することにより、効率的な作業道の開設や、間伐、搬出作業が容易となり、低質材においても収益を上げることが可能になると思われます。

地域の山林所有形態は、先に述べたように、1ヘクタール未満の小規模所有者が多く、煩雑に入り組んだ境界線を現場で探し出すのは、すでに地籍調査が終わっているとはいえ至難の業だと言わざるを得ません。

このような場合、地籍図電子データが活用できるならば、GPS 機器との併用により、現場確認に要する作業が大幅に削減されます。

すでに萩市では測量の簡素化を図るために、地籍図電子データが CD などにより有償で活用できる体制になっています。

これら煩雑な作業の軽減及び経費削減を図るためにも、地籍図電子データの開示は、森林経営計画作成および今後の山林維持管理に不可欠なものであり、是非とも開示していただきたいと思います。

福賀地区における森林の状況を見ますと、スギ、ヒノキ林を対象とした私有林面積は、スギ 901.53 ヘクタール、ヒノキ 389.65 ヘクタール、合計 1,291.18 ヘクタールです。その内、7 齢級以上、1 齢級が 5 年ですので 7 齢級は 35 年となります。この面積は、スギ 852.54 ヘクタールで全体の 94.6 パーセント、ヒノキ 316.15 ヘクタールで 81.1 パーセント、合計 1,168.69 ヘクタールとなり全体の 90 パーセントを占めます。

7 齢級以上の材積を見ると、スギ 669,340 立米、ヒノキ 131,624 立米、合計 800,964 立米で、7 齢級以上の割合が実に 96 パーセントとなっています。これら収穫期に達した森林の間伐実施間隔と搬出間伐可能量を考えてみますと、福賀地区の林地は、火山灰土壌特有の肥沃な土壌が多いことから地位指数が高く、したがって立木の密度管理指数が高くなりやすい状況にあります。これは土地生産性が高い反面、材質の低下、また、山陰特有の重い雪が降る積雪地帯でもあることから、自然災害を受けやすいというマイナス要因も持っています。

このような気象災害を最小限に抑え、形状比を 90 以下に保つためには、間伐により R y 指数を 0.85 前後に下げるなど、優れた密度管理と間伐技術が要求されます。なお、形状比とは、樹高を胸高直径で割ったものです。

これら地域の気象、土質などの状況を考えると、10 年間隔以内での間伐を実施しなければ、災害に強く良質な人工林を育てることは難しいのではないかと考えられます。

人工林は密度管理指数 $R_y 1$ になると、その森林内での材積は増えることはなく、被圧木から枯死し、なお形状比も高くなり、災害に遭いやすくなることから、それらを回避するためには、間伐による改善方法しかありません。

ここで間伐可能材積を見ますと、現在福賀地区には、約 800,964 立米の蓄材積があると推測されますが、適切な間伐が実施されるならば、毎年 6,000 立米から 8,000 立米の材積が蓄積されることになり、したがってこの材積が毎年伐採可能な材積となります。

今回イラオ町有林の間伐状況を見ますと、事業者による収入間伐は、事業者自身大型機械による収入間伐が初めてということもあり、1 立米あたりの伐採、搬出コストが、決して従来の間伐方法に比べて、大きくコスト削減に繋がっているわけではありませんが、オペレーター技術や作業体系の工夫により、当面の目標である 1 立米あたり、補助金を含め 7,500 円に近づけられるものと思っています。

次に農林一体となった人の雇用を提案します。福賀地区の農業は、大半が法人化されているものの、冬場の雇用が難しいために通年雇用には踏み切れない原因となっていると思います。しかし農業分野も林業分野も、就労に関する補助制度は通年雇用が原則となっています。

そこで担い手支援制度を活用し、夏場は農業、冬場は林業という農林が一体となって、農林業に関心のある若者が雇用できないでしょうか。

定住を目指した安定雇用の要件を考えると、福賀地域には少なくとも、年間 6,000 立米から 8,000 立米の年間蓄材積が見込まれ、月平均処理量は 660 立米となり、1 日にすると 26 立米の処理量となります。機械装備に対して稼働率を考えると、決してロットとしては大きくありませんが、これらを継続していくなれば、年間雇用として 3 名から 5 名の人材を雇用できることとなります。

林業を地域産業と位置付け、将来にわたり安定雇用を図るためにも、間伐、撫育管理などの継続した森林作業及び、農林が一体となった取り組みが望まれるところであり、また安心して働けるように、将来を見据えた賃金体系を示し、他の地域に負けない制度のもと、若者の雇用促進を進めていくべきと考えます。

先人から託された森林という地域の貴重な財産が、このままでは将来とも収入に結びつくことはありません。今こそ林家、行政、森林組合、事業者と一緒に、それぞれの分野で持てる能力を発揮し、森林から収益を上げつつ、次の世代に優れた森林を受け継ぐべく、今こそこのような取り組みを進めなければならないと思っています。

最後に、国の日本再興戦略改訂版においては、豊富な森林資源の循環利用が打ち出され、林業の成長産業化を進める、と明記されています。

戦後の植林された木材が伐採期を迎え、国産材の供給圧力が高まる中、木材業界では相次いで国産材の大型工場を建設中です。眠れる資源を大企業に搾取されているのか。まさに地域の再生が問われているのではないのでしょうか。県は活力みなぎる山口県の実現を図るために、未来開拓チャレンジプランの実現に向けた取組を打ち出しておられます。林業への新たな取り組みについて、町長のお考えをお願いします。

○議長 ただ今の、3番、白松博之君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 3番、白松議員より、森林の団地化による低コスト間伐体系と雇用についてのご質問をいただきましたが、昨今の林業を取り巻く情勢等につきましては、大半の方々のご理解をされているというふうに思っておりますが、かつて昭和20年から30年代において、戦後復興等の意味もあり、木材需要が高まり、これに合わせて、国内の天然林や雑木林をスギやヒノキに置き換え

る、いわゆる拡大造林が急速に進められました。しかし、昭和30年代に始まる段階的木材輸入の自由化によりまして、国産材の価格は、昭和50年代をピークに低下傾向となり、平成7年度まで拡大造林は継続されましたが、当時植林されたスギ、ヒノキが順次、いわゆる伐期を迎えておりますが、主に搬出経費の上昇等、採算等の面から間伐や主伐などがなかなか進まないなど、こうした林業を取り巻く社会情勢等につきましては、議員をはじめ皆様、まずご理解のことと存じております。

そこで、正しく現状を理解いただくうえで、阿武町の森林の状況等、それから国、県、そして町、また森林組合等の事業体を合わせ、振興施策等についてお示しをさせていただきます。

まず、阿武町の森林の状況についてであります。山口県の直近に発表された林業統計要覧によれば、まず阿武町の森林面積は、約9,800ヘクタールであり、これは阿武町の面積の84パーセントにあたります。これを所有者別に見ていきますと、約1割が国有林、2割弱が町有林、約半分が個人有林で、残り2割が共有林や公社等の山林となっているところでございます。

ここで町内のスギ、ヒノキの面積に着目いたしますと、阿武町全体では、スギは約1,430ヘクタール、ヒノキは約1,470ヘクタールであり、どちらも、ほぼ同面積であります。これを合わせたスギ、ヒノキの面積は、約2,900ヘクタールとなり、これは阿武町の人工林の面積の約3分の2、全森林面積の約3分の1を占めているところであります。

次に、スギ、ヒノキの内、いわゆる伐期を迎えた面積の割合につきましては、議員が福賀地区における森林伐採の、ひとつの目安とされた7齢級以上、1齢級は5年単位、つまり樹齢で31年生以上とすれば、約8割がこの伐期に該当しているところであります。

阿武町では、阿武町森林整備計画において、標準伐期齢としてこれを定め

ており、これは県の森林計画と同じく、スギでは 35 年、ヒノキでは 40 年としておりますが、ただし、これはあくまでも、ひとつの目安であり、また、これをもって伐採を直ちに推奨するものでもありませんので、ご存じとは思いますが、実際の伐採時期は、山林ひとつひとつの状況、つまり立地条件、材の使用目的、また経済情勢等々により判断すべきものであり、いわゆる伐期については、それ以後 50 年、あるいは 100 年以上、特に定まっているものではありませんので、ご承知置き願いたいと思います。

次に、現在の林業振興施策について申し上げます。これについて、まず制度の中心的部分の説明ですが、これの国から個人までの流れについて説明しますと、まず、5 年ごとに変更される、国の森林・林業基本計画があり、これに即して、国の全国森林計画がありますが、これに即した形で、県の地域森林計画、更にこれに適合した、町の阿武町森林整備計画、現在平成 25 年度から平成 34 年度の計画期間であります。それから最終的には、事業体あるいは個人の森林経営計画という流れがあります。

議員が冒頭でも触れられましたが、この森林経営計画であります。制度としては平成 24 年度からはじまり、これが、現在、伐期を迎えている森林の間伐等を進める重要な制度となっております。内容とすれば、一定の範囲においてコストを勘案し集中的に施業を進める計画であり、これが、効率的に間伐を進める、いわゆる団地化であります。森林所有者との合意により、森林組合等事業体が施業を請負い、森林所有者に対しては、経費等を除き、利益還元を行うものであります。全ての山林ではないにしろ、効果の上げられやすい山林、つまりスギ、ヒノキが一定量存在する地域等において、この計画を策定し、団地化を進め、小規模な山林所有者においても、計画に応じた間伐等が可能であるというものであります。

これについて、阿武町においては、まず平成 25 年度から実施をしております。

す、福賀のイラオ山付近を中心とする森林整備加速化・阿武町イラオ団地がございます。町では、この団地の中に、昨年度 3,600メートル余りの林業専用道の整備を完了し、こうした林道を活用しながら、森林組合等事業体により、町有林及び私有林において、より低コストな搬出間伐システムが構築できるよう、事業を推進しているところであります。

また、間伐に関しては、県、阿武町、萩市、森林組合、萩地域林業振興会連絡協議会等、関係組織からなる阿武萩地域間伐推進全体会議を組織しており、毎年、間伐の課題等を検討する中、重点事項を決定し、さらに林業事業者との連携に向け、個別協議等も進め、組織的に間伐振興を推進しているところであります。

次に、議員ご提案の件につきましては、まず林道網の整備につきましては、今後進めます町有林の施業体系等に合わせ、必要に応じて検討していきたいと考えております。

また、現場確認のための、地籍図の電子データの提供であります。このことにつきましては、萩市に問い合わせましたところ、萩市においては、ご紹介のような提供はないとの回答を得ているところでございます。

次に、福賀地区の私有林における 7 齢級以上のスギ、ヒノキ材積について、80 万立米との紹介がございましたが、ちなみに阿武町全体では、130 万立米余りとなるところでございますが、なお、これより導かれた議員の示された年間間伐量は、詳しい計算方法は分かりませんが、どのような手法を取ったといたしましても、計算値はあくまでも推計であり、実際、搬出間伐においては、ひとつひとつ異なる山であり、また利用する林業機械、作業人員、搬出距離、オペレーターの熟達度など、個々こうした要因が関係して搬出材積が決まると考えられますし、搬出量については、間伐率、材の利用率等も考慮する必要がありますので、伐採可能量につきましては、あくまで計算値とわ

きまえ、参考として数値を扱うことが必要であると認識をしているところでございます。

次に、冬場は林業で夏場は農業といった雇用対策の面ではありますが、現在林業の現場では、全国的に事故等の発生から、厚生労働省の労働安全衛生規則により、安全面が強化されており、チェーンソーや車両系機械を使う場合、法的には所定の特別教育を終了しなければならないこととされております。また、この教育を受けたとしても、現場で働くには、さらに経験等が必要になると考えられておりますので、安全の面から考えましても、一定の訓練や知識、技量等が必要ではないか、また現場においても、事故防止の観点から、安全に関する知識や高度な経験を十分に習得された方によって成り立つものと考えておりますので、そういったあらゆる点を含めて、安全管理を十分考慮し、理解したうえで検討する必要があると考えているところでございます。

なお、保育段階の下刈や枝打等においては、一定の作業も可能かと考えますが、スギ、ヒノキにおいては、既に保育時期を経過しており、どの程度そうした施業が可能か、そこらあたりも考慮する必要があるというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、国、県、あるいは林業関係者等とも協議を重ねる中で、財源状況も勘案しながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上で私の答弁を終わります。

○議長 3 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3 番、白松博之議員「はい」という声あり。)

○議長 3 番。

○3 番 白松博之 今回の町有林の間伐に関して詳しいデータは、モデル地区ということで、いずれ県の方から発表があると思いますが、この林道の開

設により、今までは、1ヘクタール当たり40立米から50立米の木材しか搬出されていなかったのが、1ヘクタール当たり100立米以上という搬出量は、この林道の利用が非常に高まってきているというふうに思います。ただ残念なことに、中に作業道等が作られていますけれども、作業道の補助金申請がされていなかったのも、作業道に関する補助金がおりにないということは、今後、作業道開設についても補助金申請が事業者でされるべきではないかというふうに思います。それから、今ここで、色んな林業に関することを申し上げましたが、特に、破砕機の導入等によって、今まで販売出来なかった、そういう木材が、木質バイオマスのチップとして利用されるというふうなことが全国的にも、今行われているようです。このことは、今まで販売出来なかった、そういう木材を持ち込むことにより、いくらかの収入が林家に還元されるのではないかというふうに思います。それから、山林の団地化については、もはや今、山林を手放したいという方が沢山おられる中で、この団地化というのは、このような厳しい状況だからこそ、今後可能な分野ではないかというふうに思っております。是非とも、山から収入を上げる方法として有効な作業道及び林道の開設、それから、その機械体系に合った取り組み等を今後、是非とも検討していただきたいと思っております。以上です。

○議長 経済課長。

○経済課長 今、白松議員より、色々ご提言ございましたが、町長が答弁いたしましたように、間伐におきましては、なかなか採算が取れないという状況でございまして、しかしながら、なぜこれを推進していかなければならないかということにおきまして、今後とも団地化を色々検討いたしまして、計画的に進めて行きたいと考えております。それから、今バイオマス等のお話もございましたが、今まででしたら、間伐いたしまして一定量の木材を出しておりましたけれども、材ではなく枝葉につきましても、何とかバイオマス、

一定量をですね、町といたしましても可能な部分につきましては、そういったことも検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 3 番、ただ今の執行部の答弁に対する再々質問はありますか。

(3 番、白松博之議員「ありません」という声あり。)

○議長 これをもって 3 番、白松博之君の一般質問を終わります。

○議長 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

日程第 4 議案第 1 号から日程第 13 議案第 10 号を一括上程

○議長 次に日程第 4、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）から日程第 13、議案 10 号、平成 27 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）までを一括議題といたします。

まず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）について、執行部の説明を求めます。住民課長。

○住民課長 1 ページをお願いいたします。議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律、平成 27 年法律第 2 号が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなりましたので、同年 3 月 31 日をもって専決処分をするものでございます。

条例の改正につきましては、3 ページから 17 ページに掲げておりますが、改正部分につきましては、26 ページから 59 ページの新旧対照表を記しております。

また、内容の説明につきましては、18ページから25ページの説明資料により説明をさせていただきます。

それでは18ページでございます。今回の改正は、消費税率10パーセントへの引き上げ延期に伴う税制措置に合わせ、デフレ脱却、経済の再生を確実にするためのものです。改正内容は、軽自動車税のグリーン化特例の導入、旧 3 級品のたばこ税率の見直し、ふるさと納税の拡充及び法人税法の改革に伴うものが主なものとなっております。

第 2 条は、番号法改正に伴う措置で、法人にあつては、納付書、納入書に事務所、事業所の所在地、名称、法人番号を記載するものとなるものでございます。第23条は、法人町民税における恒久的施設に係る規定を、法人税法から地方税法に定義替えを行う条例整備でございます。第31条は、法人税改革の一環で、法人町民税均等割の税率適用区分である資本金の額にかかる改正で、均等割額の税率区分の基準である、資本金の額が資本金と資本準備金の合計額を下回るとき、資本金と資本準備金の合計額を基準とするものでございます。第33条第 2 項は、所得税法における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税の所得割課税標準において、当該譲渡所得については、所得税法の計算によらないものとするものでございます。第36条の 2 は、法人番号の規定を整備するもので、町民税の申告に法人番号を申告させることができる規定でございます。第36条の 3 の 3 は、項ずれ対応でございます。第48条、第50条は、法人税法の改正に伴うもので、条ずれ対応でございます。第51条は、個人番号又は法人番号等の規定の整備で、町民税の減免添付書類に、個人番号又は法人番号を記載することとするものでございます。第57条、第59条は、地方税法改正に伴う条ずれ措置で、事業所内保育事業者で定員 6 人以上の場合、固定資産税を非課税とするものでございます。第63条の 2、第63条の 3、第74条、第74条の 2、第71条、第89条、第139条の 3、第149条は、個人番号又は法人番号等の規定の整備

で、個人番号又は法人番号を記載しなければならない規定でございます。第 90 条も、個人番号又は法人番号等の規定の整備で、個人番号を記載しなければならない規定でございます。

附則第 4 条は、納期限の延長に係る延滞金の特例で、法人税法の適用条文を替える条ズレ措置でございます。附則第 7 条の 3 の 2 は、個人町民税における住宅ローン適用期限の延長で、住宅借入金特別税額控除の適用居住年を、平成 29 年 12 月 31 日から平成 31 年 6 月 30 日までに、税額控除を、平成 39 年度から平成 41 年度までに延長するものでございます。附則第 10 条の 2 は、わがまち特例の創設に伴うもので、国が一律に定めていた内容を、町が自主的に判断し、条例に定める仕組みを言いますが、固定資産税の割合を定める規定でございます。附則第 10 条の 3 は、個人番号又は法人番号等の規定の整備で、新築住宅、認定長期優良住宅の申告に、個人番号又は法人番号を記載しなければならないこととするものでございます。附則第 11 条は、適用年度の改正で、平成 27 年度から平成 29 年度までとするものでございます。附則第 11 条の 2 は、平成 28 年度又は平成 29 年度において、土地の価格の特例を行うものでございます。附則第 12 条、第 13 条は、適用年度の改正で、平成 27 年度から平成 29 年度までとするものでございます。附則第 15 条第 1 項は、適用年度を平成 27 年度から平成 29 年度までに改正するもので、第 2 項は、平成 30 年 3 月 31 日までににおける第 2 次納税義務者の特別土地保有税について規定したものでございます。

軽自動車税及びたばこ税等につきましては、23 ページから 25 ページの税条例一部改正の別紙資料によって、説明をいたします。23 ページをお願いいたします。改正附則第 1 条、第 4 条は、軽自動車税に係る経過措置で、平成 27 年度から適用されている原動機付自転車、2 輪車及び小型特殊自動車に係る税率について、1 年延期され、平成 28 年 3 月 31 日までは現行税率、平成 28 年 4 月 1 日からは、黒の太枠の税率となります。改正附則第 6 条は、初めて車両番号を受け

た初度検査年月が平成27年3月31日までは現行税率、平成27年4月1日以降にこの初度検査を受けたものは新税率、この初度検査から13年を経過したものは、重課税率が平成28年度から適用されるものでございます。附則第16条は、4輪車等のグリーン化特例経過導入に関するもので、平成27年度中に新規取得した4輪車以上及び3輪車の軽自動車で新車に限りますが、排ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分のみ、下の表の税率となり、軽自動車税のグリーン化特例が適用されるものでございます。特例の基準は、電気自動車等、概ね75パーセント減、平成32年度燃費基準プラスの20パーセント達成車、概ね50パーセント減、平成32年度燃費基準達成車、概ね25パーセント減となるものでございます。附則第16条の2は、町たばこ税の旧3級品の税率の見直しで、旧3級品の特例税率が平成28年度から段階的に廃止されていくものでございます。旧3級品の町たばこ税の税率は、黒の太枠で示しておりますが、平成31年度には一般品と同じ税率となります。なお、旧税率で仕入れた製造たばこは、手持ち品課税が実施されます。

ふるさと納税につきましては、特例控除の上限が、個人住民税所得割額の1割から2割に拡充されるほか、手続きが簡素化となるワンストップ特例制度が創設されます。25ページをお願いいたします。ワンストップ特例制度は、番号法制度による簡素化がされるまでの特例的な仕組みで、確定申告を行わない方のための制度でございます。阿武町の町民Aが、B市に寄付をした場合を例に取りますと、ワンストップ特例を適用された場合の図、右側の図を見ていただきたいと思っております。ふるさと納税者は町民Aとなっております。ふるさと納税先団体、これがB市となります。住所地市町村、これが阿武町住民課と考えていただければ良いかと思っております。確定申告を行わない給与所得者等Aは、寄附金による控除申請を納税先団体であるB市に提出をいたします。B市は、阿武町住民課に控除申請があった旨を通知してまいります。その後阿武町住民課は、

町民 A の翌年度の個人住民税について寄附金控除がされたものとして控除するものでございます。確定申告を行う場合は、今までどおりの手続きとなりますが、確定申告を行わない給与所得者等の場合は、控除申請をしておけば、手をかけなくても寄附金控除が受けられる仕組みとなるものでございます。

以上で、議案第 1 号の説明を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 10 時 58 分

再 開 11 時 07 分

○議長 それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。

○議長 続いて、議案第 2 号及び議案第 3 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、関連がありますので一括して執行部の説明を求めます。住民課長。

○住民課長 60 ページをお願いいたします。議案第 2 号、議案第 3 号の、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

先ず、議案第 2 号について説明いたします。本条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律、平成 27 年法律第 2 号が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されることとなったため、同年 3 月 31 日をもって専決処分をするものでございます。

この条例改正につきましては、62 ページに掲げておりますとともに、改正部分につきましては、64 ページから 67 ページの新旧対照表に下線を記しております。

それでは、内容の説明につきましては、説明資料 63 ページにより説明させて

いただきます。63ページをお願いいたします。改正内容は、保険税の負担のあり方と負担の適正化を図るため、保険税の限度額を引き上げるとともに、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更による改正が主なものでございます。第 2 条は、課税額に係るもので、賦課限度額を国民健康保険医療分においては 51 万円を 52 万円に、後期高齢者支援金等においては 16 万円を 17 万円に、介護納付金においては 14 万円を 16 万円に改めるものでございます。第 23 条第 1 項は、国民健康保険税の減額をして得た額の賦課限度額を第 2 条の限度額とそれぞれ同額とするものでございます。被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準については、第 2 号は 5 割軽減に係るもので、被保険者数に乗ずる金額 24 万 5 千円を 26 万円に改め、第 3 号は 2 割軽減に係るもので、被保険者数に乗ずる金額 45 万円を 47 万円に改正するものでございます。第 14 項は、配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分の施行日を平成 29 年 1 月 1 日から平成 28 年 1 月 1 日に変更するものでございます。なお、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行されるもので、平成 26 年度の国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

続きまして、議案第 3 号を説明いたします。68ページをお願いいたします。

本条例の一部改正につきましては、平成 27 年度 1 期分の納付が 6 月 1 日から始まることから、税率を 5 月 31 日までに条例に定めなければならないため、5 月 29 日をもって専決処分をするものでございます。

国民健康保険税は、その年に予想される医療費の支出から、国県支出金や病院で支払う一部負担金等の収入を差し引いた額を必要税額として試算をしておりますが、保険税率は医療費、所得等の動向により変動しますので、毎年見直しを行っているところでございます。本年度の改正は、当初予算の歳入予算額を踏まえ、医療費の動向を勘案し、低所得者の段階的な負担軽減を図りつつ、税率の改正を行ったところでございます。

それでは、改正内容につきましては、71ページから77ページの新旧対照表により説明いたします。下線は議案第 2 号の地方税法の改正に係るもので、網掛けがされた部分が本議案、税率の改正に係るものとなっております。

それでは72ページをお願いいたします。第 3 条、第 5 条、第 5 条の 2 は、国民健康保険事業医療分の費用に充てるものでございます。第 3 条は、所得に対する税率を定めるもので、100分の8.1を100分の8.9に改め、第 5 条は、1人当たりの均等割額を定めるもので、3万円を30,800円に改め、第 5 条の 2 は、世帯当たりの平等割額を定めるもので、23,200円を23,000円に改めるものでございます。

73ページをお願いいたします。第 6 条、第 7 条の 2 は、後期高齢者医療保険の費用に充てるもので、第 6 条は、所得に対する税率を定めるもので、100分の1.5を100分の1.7に改め、第 7 条の 2 は、1人当たりの均等割額を定めるもので、5,500円を5,800円に改めるものでございます。第 9 条の 3 は、介護保険の費用に充てるため、世帯当たりの平等割額を定めるもので、6,000円を5,800円に改めるものでございます。

74ページをお願いいたします。第 23 条は、所得が一定以下の世帯に対し負担の軽減を図るため、世帯主と国保加入者の所得金額の合計額が軽減の基準を下回るとき、均等割額及び平等割額を 7 割、5 割、2 割の 3 段階において減額することを定めたものでございます。同条第 1 号は 7 割軽減世帯について、第 2 号は 5 割軽減世帯について、第 3 号は 2 割軽減世帯についてのそれぞれの減額と特定世帯、特定継続世帯の軽減額を定めるものでございます。

所得が一定以下の世帯に対する軽減額については81ページの下の方に書かれております。特定世帯、特定継続世帯に対する軽減については、82ページに記してあります。なお、網掛け部分に変更箇所となっておりますので、参照していただけたらと思います。

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

なお、改正税率の算出根基及び平成 27 年度の国民健康保険税の税率につきましては、78 ページから 82 ページに掲げておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第 2 号、議案第 3 号の説明を終わります。

○議長 続いて、議案第 4 号、物品売買契約の締結について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 83 ページをお願いいたします。議案第 4 号、物品売買契約の締結について、をご説明いたします。

本案件は、リサイクルセンターで廃棄物の分別や破砕、大型トラックへの積み込み等に使用してしる油圧ショベルの更新に係るものです。現在の機械は、昭和 63 年 10 月に製造されたものを平成 5 年に中古で購入し、製造から 26 年、購入から 21 年が経過し、経年劣化が激しく、老朽化に伴い、毎年多額の修理費がかかることから、今回更新をお願いするものです。

更新にあたっては、5 月 20 日付けで県内に営業所のある 4 社に対して仕様書による見積もりを依頼し、6 月 5 日の締切をもって見積もり合わせをした結果、西日本コベルコ建機株式会社が、消費税込みの 756 万円で最低見積者となりましたので、これと契約いたしたく、ご議決をお願いするものです。

なお、別紙に現在使用の油圧ショベルと新たに購入するコベルコの油圧ショベルの写真を添付しておりますので、ご参照ください。主な利用といたしましては、写真にありますように、バケットの代わりに 3 ピン式フォークを取り付けて、大型ゴミや不燃ゴミの分別や破砕、そしてダンプトラックへの積み込み作業等を行うものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第 5 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第 5 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）をご

説明します。今回の補正額は、5,213万 3 千円の追加で、補正後の歳入歳出予算の総額は、29億6,113万 3 千円となるところでございます。以上です。

○議長 続いて、説明をお願いします。

説明は、歳出からお願いします。補正予算書 8 ページ、1 款、議会費から。議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、一般管理費、基金積立金、情報政策費、企画総務費、企画振興費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、税務総務費、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

(民生課長、社会福祉総務費、臨時福祉給付金給付事業費、児童福祉総務費、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、保健衛生総務費、環境衛生費、診療所費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、農業政策費、林業政策費、林野管理費、林業センター費、商工政策費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、土木総務費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、消防費、災害対策費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、給食センター費、社会教育総務費、保健体育費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。4 ページ、13 款国庫支出金から、総務課長)

(総務課長、民生費国庫補助金、衛生費国庫補助金、農林水産業費県補助金、利子及び配当金、繰越金、雑入について説明する。)

○議長 続いて、議案第 6 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 85 ページをお願いいたします。議案第 6 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 1 回)についてご説明いたします。今回の補正は、予算の総額から 156 万 6 千円を減額し、予算の総額を 7 億 447 万 5 千円とするものです。それでは、別冊の補正予算書の 30 から 31 ページをお願いします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第 7 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 1 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 86 ページをお願いします。議案第 7 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 1 回)についてご説明いたします。今回の補正は、予算の総額から 159 万 2 千円を減額し、予算総額を 5,893 万 5 千円とするものです。それでは、別冊の補正予算書の 42 から 43 ページをお願いします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第 8 号、平成 27 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 87 ページをお願いいたします。議案第 8 号、平成 27 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 回)についてご説明いたします。今回の補正は、予算の総額に 8 万 3 千円を追加し、予算総額を 8,059 万 6 千円と

するものです。それでは、別冊の補正予算書の 52 から 53 ページをお願いします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第 9 号、平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 88 ページをお願いいたします。議案第 9 号、平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)についてご説明いたします。今回の補正は、予算の総額に 6 万 9 千円を追加し、予算総額を 6 億 5,426 万 9 千円とするものです。それでは、別冊の補正予算書の 60 から 61 ページをお願いします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第 10 号、平成 27 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 89 ページをお願いします。議案第 10 号、平成 27 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)について説明いたします。今回の補正は、予算総額に 297 万円を追加し、予算総額を 8,196 万円とするものです。それでは、別冊補正予算書の 68、69 ページをお願いいたします。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 以上で、議案の説明を終わります。

日程第 18 委員会付託

○議長 日程第 14、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第 1 号から議案第 10 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 10 号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、午後 1 時より阿武町行財政改革等特別委員会が開催されますので、資料をご持参の上、委員会室へご参集ください。

○議長 本日は、これをもって散会といたします。全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

散 会 11時47分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 田 中 敏 雄

阿武町議会議員 白 松 博 之

阿武町議会議員 中 野 祥 太 郎